

令和 2 年 11 月 14 日

「特別支援学級及び通級による指導の在り方に関する論点（案）」  
（第 11 回有識者会議資料 4）に対する意見

熊谷晋一郎

東京大学先端科学技術研究センター准教授・小児科医

前回の有識者会議で配布された、「特別支援学級及び通級による指導の在り方に関する論点（案）」の、4. 改革の方向性（案）（以下、「改革案」とする）では、今後の改革の方向性として、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する観点から、市町村教育委員会における就学手続きにおいて、よりきめ細かい就学相談を実施するとともに、特別支援学級及び通級による指導、通常学級、いずれの場が教育の場としてふさわしいかの判断に当たり、参考となる考え方をより具体的に示すとしています。そして、具体的な案を列挙し、本有識者会議の委員に意見を求めています。

それを踏まえ、以下、改革案の中に記載された具体案①～④のそれぞれに対して、委員の一人として意見を述べさせていただきます。

改革案の中の文章①：

・障害のある子どもの特別支援学級への就学や転級、通級による指導の開始等に当たり、学びの場の判断について、より市町村教育委員会が主体的に、教育支援委員会を起点に、様々な関係者が多角的、客観的に行う必要があること。その際、引き続き、平成 25 年 756 号通知で示された本人・保護者の意向を可能な限り尊重すること。

意見：

本人・保護者の意向を尊重するという、平成 25 年 756 号通知で示された方針が、本改革案でも再度確認されたことは大変意義深いことであり、支持いたします。

それと同時に、本人・保護者の意向の尊重という方針が、真に実効性を伴うためには、少なくとも以下の 2 点に関する情報提供を、本人・保護者に行う必要があると考えます。

・本人・保護者が有する法的権利に関する情報提供

理由) 就学先決定の過程において、本人・保護者の意向を尊重しなくてはならないという方針が存在していること自体を知らないために、本人・保護者が意思表示の機会を

失わないようにするため。

・合意形成の手続きに関する情報提供

理由) 本人・保護者が、就学先決定のプロセス自体の見通しを持たないまま協議の場に臨んでしまったために、必要なタイミングや方法で自らの意志表明を行えなかったり、過度な不安や不信を持ってしまったりということがないようにするため。

具体的には、十分な情報が提供されたとえでの意向表明を実現するために、前回配布された資料「資料 1-1 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 これまでの議論の整理」のⅡ. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化 の 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実 (保護者への具体的な情報提供) の中に記載された以下の内容を、改革案の中にも盛り込むべきだと考えます。

「就学相談においては、本人や保護者が正確な情報を得て理解したうえで意向を表明できるよう、小学校・特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた卒業までの子供の育ちの見通し等について、情報提供を行うことが重要である。また、教育支援委員会等による就学先決定の方法や、就学後も必要に応じて転学や通級指導教室等の多様な学びの場を活用する方法、学校における合理的配慮の提供に関する意思の表明からの合意形成までの手続きについても情報提供を行うことが重要である。更に、小中高等学校や特別支援学校における教育による成長事例が、卒業後を含むライフステージに応じて保護者等に分かりやすい形で情報提供されることが重要である。」

改革案の中の文章②：

**・障害のある子どもの障害の状態はあくまでも判断に当たっての一要素となり、そのほかに、教育支援委員会で教育上必要な支援の内容等についても正確な情報収集・分析されることが必要であり、今後、都道府県教育委員会や特別支援学校が市町村教育委員会等に対して専門的助言等を行うことが考えられること。**

意見：

「障害のある子どもの障害の状態」が、あくまでも判断に当たっての一要素に過ぎない、という点が強調されたことは重要なことであり、支持します。その上で、判断のために必要な要素には、「障害の状態」以外にどのようなものが含まれるでしょうか。

地域の小・中学校の通常学級に就学したいと望む本人・保護者と、地域の小・中学校の設置者である市町村教育委員会との間で、修学先に関して意見の一致が見られず、話し合いが必要になる場面には、小児科医として何度か立ち会ってきました。その経験から、都道府県教育委員会(支援委員会)が、両者の調停において中立性を維持するためには、上記の文章

①にも記載してあるように、様々な関係者が多角的、客観的に判断の過程に関与する必要があります。

ここで言う様々な関係者の中には、障害や教育の専門家だけでなく、障害者権利条約や差別解消法に関する十分な知識をもつ「法律家」も含まれるべきでしょう。また、本人が年少であるとか、意思決定支援を必要とする状況にある場合には、本人と類似した障害を持つ「成人障害者」の意見も、修学先決定において重要であると考えます。

多くのマイノリティは、2種類の家族が必要だとよく言われます。環境を共にし、本人を養育してきた家族の他に、同じ困難を共有するマイノリティ仲間とのつながりもまた、2つ目の家族として、生きていく上で不可欠だという意味です。

愛情深い養育者の存在は、障害の有無を超えて、子どもの育ちにとって極めて重要な要素であることは間違いがありません。しかし、本人とマイノリティ性を共有していない保護者のみの視点では、障害者のライフコース全体に関する見通しを持った判断がなされにくい場面にも、何度か遭遇してきました。本人にとってより良い就学先を多角的、客観的に決定する上では、この2つの家族の声をテーブルに挙げる必要があるでしょう。

要約すると、修学先決定のプロセスを、本人中心に、人権に配慮しつつ、障害児者のライフスパン全体を視野に入れて、真の意味で中立的・包括的に進めるためには、少なくとも以下の2種類の立場をもつメンバーを含む助言機関が必要であると考えています。

- 1) 障害を持ちながら生きることの長期的な見通しをもったロールモデルとしての成人障害者
- 2) 権利擁護を行える法律家

そうした助言機関の設置を制度化すべく、改革案の中に文書として盛り込むべきだと考えます。

改革案の中の文章③：

**・平成25年756号通知で示された特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒の障害の程度を、より具体的な形で分かりやすく示すとともに、障害の程度を参考に、特別の教育課程を検討する際の視点を解説する。**

意見：

平成25年756号通知は、同年の学校教育法施行令の一部改正を受けて出されました。その「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25年9月1日付け25文科初第655号）には、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的

な観点から就学先を決定する仕組み」とする趣旨で改正されたと記されています。

このように、就学先の決定において、「障害の状態」はあくまで「総合的判断」の諸要素の一つとされています。すでに述べたように、上記の文章②にも、「障害のある子どもの障害の状態」が、あくまでも判断に当たっての一要素に過ぎない、という点が強調されており、大変すばらしいと考えます。

しかし、文章③のなかにある「障害の程度を、より具体的な形で分かりやすく示すとともに、障害の程度を参考に、特別の教育課程を検討する際の視点を解説する」という表現は、やや、障害のみで判断がなされるかのような印象を与えうものだと感じられました。したがってこの部分の表現を、文章②の「障害の状態はあくまでも判断に当たっての一要素」という表現と、整合性を取る必要があると考えます。

例えばですが、「障害の状態」ごとに、「可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策」(平成 25 年 756 号通知「基本的な考え方」より)を行っている好事例集を作成する、などの表現はいかがでしょうか。

改革案の中の文章④：

**・特別支援学級に在籍していて、同学年の教育課程を学修している児童生徒のうち、特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者については、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行う教育形態の対象とすることを検討すること。**

意見：

前回配布された、「資料 1-1 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議これまでの議論の整理 > II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化 > 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実 > (通級による指導等の在り方の検討)」には、「特別支援教室構想」に関して、以下のような記載があります。

○ 小学校等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組を更に進めるため、全ての児童生徒が通常の学級に在籍し、教師が一人一人の障害の状態等に応じた合理的配慮の提供やチームティーチング等による多様な学習形態での指導を行ったり、必要に応じて特別の場で障害に応じた指導を行ったりする特別支援教室構想については、その対象となる児童生徒の指導の形態の決定方法や教育課程編成上の考え方、教員配置を含む指導体制等の検討が必要である。

近年においては、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加する中、これまで以上に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組が求められている。障害の有無に関わらず全ての児童生徒ができる限り通常の学級に在籍して必要な時間に特別な指導を受ける取組を行う自治体や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同

学習が活発に行われている自治体など、多様な取組について、適切に情報を収集し、発信するとともに、その効果、課題を踏まえ、特別支援教室構想の具体化に向けた検討を引き続き進める必要がある。

改革案の中に記載されているように、「特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない場合」と一律に線を引かれてしまうと、上記引用文の中に記載されている「障害の有無に関わらず全ての児童生徒ができる限り通常の学級に在籍して必要な時間に特別な指導を受ける取組を行う自治体」「特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習が活発に行われている自治体」など、現行制度の下で柔軟にインクルーシブ教育を実現するための多様な実践は難しくなる可能性があると感じます。

これは、文科省が今後も検討するとしている上記の「特別支援教室構想」の方向性と矛盾するのではないのでしょうか。

意見は以上となります。